

2021年3月16日

日本造血細胞移植学会移植認定診療科責任医師 各位

移植医師 各位

(公財) 日本骨髄バンク  
移植調整部

移植患者(家族)に採取施設情報が流出した事例の報告 および  
「運搬費用の療養費支給申請手続きに関する推奨運用」について

拝啓 日頃より骨髄バンク事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年、7月及び9月(参考情報参照)に、患者さんへの運搬費用説明の際に、採取施設情報が患者(家族)に誤提供され流出した事例について連絡しましたが、今般、再度同様の事例が発生しましたので、あらためて情報提供をいたします。

先生方におかれましては、ドナーと患者相互の情報の遮断について、関係部署への周知を再度お願いいたします。

<参考情報> [https://www.jmdp.or.jp/documents/file/04\\_medical/notice\\_f/2020\\_07\\_06\\_2.pdf](https://www.jmdp.or.jp/documents/file/04_medical/notice_f/2020_07_06_2.pdf)  
[https://www.jmdp.or.jp/documents/file/04\\_medical/notice\\_f/2020\\_09\\_24.pdf](https://www.jmdp.or.jp/documents/file/04_medical/notice_f/2020_09_24.pdf)

なお、同様の事例が続いていることから、下記に運搬費用の療養費支給申請にあたっての**推奨運用**を記載しますので、可能な限り下記運用の検討をお願いいたします。

敬 具

記

<運搬費用の療養費支給申請手続きについて>

【推奨運用】

- 申請書類は、出来るだけ**患者を介さず移植施設が直接、該当保険者に送付**してください。
  - ・書類は**各施設から保険者への郵送が可能**です(一部国保は不可の場合あり要確認)。
    - ① 患者さんが必要事項を記入した申請書に、施設がその他の事項を付記する。
    - ② ①に領収書原本、医師の意見書や経路の詳細等を添付し、**施設が保険者に送付**する。

【留意点】

- **経路や施設名等の詳細が記載された書類は必ず厳封**してください。
- 保険者宛に下記注意事項を付記してください。
  - ① 匿名性厳守のルールにより、**採取施設名は患者さんに知らせないこと**。
    - ※ 窓口などでは、内容が患者さんの目に触れないよう配慮すること。
  - ② 経路等の**不明点等については、直接施設に問い合わせること**(患者さん宛は不可)

※今後、医事課への「採取施設決定のお知らせ」送付時に<別紙>(P3)を添付いたします。

## 以下、当該事例の施設からの報告（全文掲載）

---

### 1. 経緯

移送費の療養費払いの申請書に附する書類（日本通運の伝票の写し等）は、ドナーの採取施設が記載されている。このため、当院診断書窓口担当者が開封禁の封筒に入れて、患者さんもしくは家族にお渡しし、療養費支給申請書とともに全国健康保険協会に提出することとなっている。

本例ではご家族が郵送を希望された。当院診断書窓口担当者が申請書に附する書類を開封禁の封筒に入れることを失念し、そのまま通常の封筒に入れて返送した。そのためご家族が開封してしまい、ドナーの採取施設がレシピエントの家族に判明してしまった。さらに患者さん（もしくはご家族）が記入する療養費支給申請書に誤記載があり、協会健保より申請書に附する書類を含むすべての書類が返送された。このためレシピエントである患者もドナーの採取施設を知ることになり、レシピエント本人より移植担当医師に相談があり、上記が判明した。

### 2. 考えられる原因

採取施設が記載されている書類を開封禁の封筒に入れずに、通常の封筒に入れ送付したこと。それをダブルチェックするシステムがなかったこと。

### 3. 再発防止策

移送費の療養費払いの申請に附する書類は、診断書窓口担当者と病棟担当維持職員の2名で、開封禁の封筒に入れることとした。

### 4. 患者さんへの説明

レシピエントおよびレシピエントのご家族には当方より謝罪申し上げ、今後は再発防止のため3.の対応を徹底することをご説明した。

また、ドナーの採取施設の情報等に関して一切使用しないことをお約束いただいた。

以上

<p style="text-align: center;">&lt;問い合わせ先&gt; 公益財団法人日本骨髄バンク移植調整部 TEL 03-5280-4771 FAX 03-5280-3856</p>
--

## <別紙>

### 【運搬費用の療養費支給申請について ～医事課の方へのお願い～】

骨髄バンク事業は、患者・ドナー双方の匿名性を厳守することにより成り立っております。

移植のための運搬費用は療養費支給の対象となりますが、その申請手続きの過程で、採取施設情報が患者さんに漏洩する事例が度々発生しています。

つきましては、再発防止のために、当法人として以下の手続きを推奨いたします。

日本骨髄バンク 移植調整部

## <推奨運用>

- 療養費支給申請書類は、出来るだけ患者を介さず移植施設が直接該当保険者に送付してください。
  - ・書類は各施設から保険者への郵送が可能です（一部国保は不可の場合あり、要確認）。
    - ① 患者さんが必要事項を記入した申請書に、施設がその他の事項を付記する。
    - ② ①に領収書原本、医師の意見書や経路の詳細等を添付し、施設が保険者に送付する。

## <留意点>

- 経路や施設名等の詳細が記載された書類は必ず厳封してください。
- 保険者宛に下記注意事項を付記してください。 \*下記<お願い>をご使用いただいて結構です。
  - ① 匿名性厳守のルールにより、採取施設名は患者さんに知らせないこと。
    - ※ 窓口などでは、経路等が患者さんの目に触れないよう配慮すること。
  - ② 経路等の不明点等については、直接施設に問い合わせること（患者さん宛は不可）。

枠内( )に記入の上、切り取って保険者への申請書類添付用にご使用ください

## < お願い >

### ～療養費（移送費用）支給申請 担当者様へ～

骨髄バンクからの移植については、厚生労働省の指導の下に、患者・ドナー双方の匿名性を厳守することとなっております。

恐れ入りますが、手続きにあたっては以下の点にご留意ください。

- ・採取施設名を患者さん（家族）にお伝えしないでください。
- ・窓口等で、運搬ルート等が記載された書面が患者さん（家族）の目に触れないようにしてください。
- ・経路等に関する不明点については、直接施設（TEL：                      担当：                      ）へお問合せください。
- ・患者さんへの問合せが必要な場合には、採取施設名等が伝わらないようご配慮ください。

お手数ですが、どうぞよろしくお願いいたします。